

令和8年度

座間市指定小規模多機能型居宅介護事業所

開設事業者に係る公募実施要項

## 目次

1	趣旨.....	1
2	概要.....	1
3	開設に伴う整備費等補助金.....	1
4	参加資格要件.....	1
5	整備予定地.....	3
6	建物及び設備.....	4
7	地域住民等への説明.....	5
8	整備・運営に当たり遵守すべき法令等.....	6
9	公募に関する質問と回答.....	7
10	説明会.....	7
11	参加表明手続.....	8
12	企画提案書の受付.....	9
13	企画提案書に関する質問と回答.....	9
14	企画提出書類確認.....	10
15	審査.....	10
16	選定.....	15
17	提案資格の喪失等.....	16
18	事業計画の辞退.....	16
19	事業計画の変更.....	16
20	提出された書類の取扱.....	16
21	スケジュール.....	18
22	問合せ先と関係者との接触の禁止等.....	19
23	その他.....	19
24	問合せ先.....	19

## 令和8年度 座間市指定小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者に係る公募実施要項

### 1 趣旨

この実施要項は、本市において高齢者等が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「座間市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき指定小規模多機能型居宅介護事業所（以下「小多機」という。）を整備するに当たり、指定候補事業者を公募型方式により特定するために必要な事項を定める。

### 2 概要

(1) 選定事業者数 1事業者

(2) 整備する事業所の規模

登録定員 20名以上29名以下

利用定員 11名以上18名以下

宿泊定員 5名以上9名以下

(3) 整備完了時期

令和9年4月1日（木）から令和10年3月1日（水）までに指定開始。

ただし、完了時期については、本市と協議の上、延長する場合があります。

建築確認申請と同じ図書を令和9年3月15日（月）までに書面及び電磁的記録媒体にて提出すること。

(4) 整備地域（募集する日常生活圏域）

座間市第2日常生活圏域（小松原、ひばりが丘、東原）

### 3 開設に伴う整備費等補助金

現時点では未定であるため、補助金に依存しない事業計画を作成すること。

国又は県の補助金は整備内容や整備時期によって活用できない場合があります。

活用できる場合には、選定後に指定候補事業者と本市で協議が必要となり、令和10年3月1日（水）までに指定・開設を厳守しなければならない。

ただし、完了時期については、本市と協議の上、延長する場合がありますが、補助金の実績報告は、令和10年3月上旬までに完了する必要があります。

### 4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

(1) 令和9年4月1日（木）から令和10年3月1日（水）\*までの間に介護保険法に基づく本市の指定を受け、事業を開始すること。（\*2 概要及び3 開設に伴う整備費等補助金を参

照)

- (2) 令和8年4月1日時点で法人登記されていること。
- (3) 事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間予定事業費（支出予算額）の12月分の3月以上に相当する額を確実に確保でき、適正な契約の履行が確保される者であること。  
※ 借入により調達した現金、普通預金又は当座預金等は自己資金とは認めない。
- (4) 過去3期連続して営業活動に基づく赤字が出ておらず、法人及び提案事業の安定した運営が長期的に見込めること。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項の規定に該当しない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 平成30年4月1日以降、関係行政庁による指導及び監査並びに業務管理体制の一般検査及び特別検査において、次に掲げる要件を満たし、重大な指摘がなく、適正な事業運営等が行われていること。
  - ア 法人が運営する事業所に対し、指導及び監査が行われた場合、重大な運営基準等の違反がない又は指摘事項若しくは指導事項を改善していること。
  - イ 関係行政庁に対し、介護給付費等返還債務がある場合は、変換債務を履行すべき時点から継続して遅滞なく履行していること。
  - ウ 法人に対し、一般検査及び特別検査が行われた場合、法令遵守体制整備等の不備や違反がない又は指摘事項若しくは指導事項を改善していること。
- (8) 当該法人の国税、地方税を滞納していないこと。
- (9) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (10) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (11) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (12) 事業者は、本市と連携し、本市からの指示、報告の聴取、必要な指導及び助言等を受け、それらに誠実に対応すること。
- (13) 開設に伴う整備等補助金を活用する場合は、①「厚生労働省所管一般管理会計補助金等に係る財産処分承認基準」、②「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」及び③「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められている、「処分制限期間」

や「耐用年数」の年数以上に事業運営を行うこと。

また、事業運営に当たり、①、②、③に定められている、「処分制限期間」や「耐用年数」を満たすことができなかつた場合は、補助金を変換すること。

- (14) (13)の補助金を活用した場合は、1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認貴準」、②「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」及び③「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に従い、補助金を返還すること。

## 5 整備予定地

- (1) 自己所有、賃貸借により予定地が確実に確保できること。

建設予定地を選定するにあたり、厚木土木事務所東部センターに必ず確認すること。

- (2) 土地等の購入、賃貸借、贈与等の正式な契約は、指定候補事業者として選定された後に締結することが望ましい。

なお、選定前に契約を締結した場合であっても、指定候補事業者として選定されなかつたことにより生じる損失等について、本市は一切の責任を負わない。

- (3) 使用賃貸契約・共有による確保等は認めない。

- (4) 借地の場合は、必要に応じ公正証書により契約をし、施設の存続に必要な期間の地上権又は賃借権の登記をし、第三者対抗要件を満たすことを明確にすること。

- (5) 事業の継続性を十分に担保するため、事業開始後24年以上運営できる土地を確保すること。

- (6) 借地の場合は、建物譲渡特約はいかなる借地であっても認めない。(また、建物譲渡特約付借地は認めない。)

- (7) 普通借地の場合は、賃借権者がその土地の上に登記されている建物を所有していない場合には、賃借権の設定登記を行うこと。

- (8) 原則として、抵当権が設定されていないこと。(事業開始前までに抹消が確実なもの、補助を受けて小多機を整備するための借入金を被担保債権とする抵当権は除く。根抵当権は、不可とする。)

- (9) 都市計画法第29条第1項の許可を得なければならない開発行為に該当する場合は、許可を得ること。

- (10) 座間市開発等事業指導要綱に該当する計画の場合は、協議を行うこと。

- (11) 予定地は、緊急車両の進入路が確保されるものであること。

- (12) 次に指定されていないこと。

- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条（急傾斜地崩壊危険区域）
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号) 第7条(土砂災害警戒区域)及び第9条(土砂災害特別警戒区域)

- ・ 水防法(昭和24年法律第193号)第14条(洪水浸水想定区域)及び第14条の2(雨水出水浸水想定区域)

- (13) 建築基準法、都市計画法、農地法等各種法令に適合し、利用制限や規制など、施設整備に支障がないことを関係所管庁部局等に確認した上で用地を選定すること。
- (14) 一定規模以上の建築行為または開発行為の場合、景観法に基づく届出を行うこと。
- (15) 用地の選定にあたっては、本市の都市計画に適合し、その趣旨を踏まえた計画であることを前提とし、関係所管部局への事前確認を行うこと。

## 6 建物及び設備

- (1) 新築の建物が確実に確保できること。
- (2) 建物については、自己所有又は24年以上の普通建物賃貸借契約とし、所有権又は賃借権の設定登記を行うこと。
- (3) 事業の継続性を十分に担保するため、事業開始後24年以上運営できる建物を確保すること。
- (4) 原則として、抵当権が設定されていないこと。(事業開始までに抹消が確実なもの、補助を受けて小多機を整備するための借入金を被担保債権とする抵当権は除く。根抵当権は不可とする。)
- (5) 個室の宿泊室は3部屋以上確保し、面積(収納、トイレ等を除いたスペース部分に限る。)が有効面積で、内寸7.43㎡以上であること。

個室以外の宿泊室の面積(収納、トイレ等を除いたスペース部分に限る。)がおおむね7.43㎡以上であり、その構造が利用者のプライバシーを確保していなければならない。

- (6) 居間及び食堂は、利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さ【内法寸法でおおむね3㎡×(利用者+勤務する職員数)以上】であること。
- (7) 建物が2階建て以上の場合、エレベーターが設置されていること。  
ただし、エレベーターについては、ストレッチャーが入ることが望ましい。
- (8) 利用者用トイレについて、建物が2階建て以上の場合、各フロアに2か所以上設置し(うち1か所は車いす及びオストメイトに対応していること)、平屋の場合は、3か所以上設置(うち1か所は車いす及びオストメイトに対応していること)すること。
- (9) 洗面所は、建物が2階建て以上の場合、玄関スペースに1か所以上及び各フロアに3か所以上設置(うち1か所は車いすに対応する。)することが望ましい。

また、少なくとも各フロアに宿泊定員3人に対して1か所以上設置(うち1か所は車いすに対応する。)すること。

平屋の場合は、フロアに3か所以上設置(うち1か所は車いすに対応する。)すること。

また、玄関スペースに1か所以上設置することが望ましい。

- (10) 看取りの環境を整備すること。
- (11) 利用者の私物を収納する空間として収納スペースを設けること。  
宿泊室以外に設ける場合には鍵を付け、小多機従業者が管理すること。
- (12) 事務室、脱衣所、汚物処理室、洗濯機置き場、物干し場又は乾燥機置き場、倉庫（備品等収納庫）、非常災害用備蓄等収納庫、職員の更衣室及び休憩スペースを設けること。
- (13) A E D、空調設備を設置すること。
- (14) 階段、廊下、浴室、脱衣所及びトイレ等には手すりを付けること。
- (15) 利用者の安全確保に配慮した、見守りに不安がないレイアウトになっていること。
  - ・ 全体的に死角がないレイアウトになっていることが望ましい。
  - ・ 夜間時も見守りがしやすいよう、職員の待機スペース等が工夫されていることが望ましい。
- (16) 従業者及び利用者家族が利用する駐車場が十分に確保されていること。（敷地外又は契約駐車場でも可とする。）
- (17) 日照、景観、プライバシー等に配慮したものとすること。
- (18) 災害等により電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる非常用自家発電設備の設置が望ましい。
- (19) 避難口等に電気錠を設置する場合には、自動火災報知設備と連動で開錠できる構造のものとする。
- (20) 二方向に避難路を確保し、特に自力困難な入居者の避難について十分な配慮がなされること。
- (21) 2階建て以上の場合、次の内容を満たすことが望ましい。
  - ・ 2以上の階段を設け、そのうち1つは屋外の階段とすること。
  - ・ 外周バルコニーを設置し、屋外の階段に接続され、避難できるようにすること。
  - ・ 避難器具を設置する場合には、滑り台とすること。
- (22) 建築基準法、消防法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例等各種法令に適合していること。
- (23) 消火器、誘導灯、自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー設備等の消防設備を備えること。
- (24) 小多機施設として単独で整備すること。

## 7 地域住民等への説明

- (1) 事業計画提出前に必ず、事業者の責任において、整備等を行おうとする地域において、地域住民（近隣住民<sup>\*</sup>、自治会及び町内会等の組織）、民生委員児童委員及び近隣地権者等に対

し、事業計画の説明を十分に行うこと。

その説明には、「既に決定した事業でないこと」や「説明事業者が選定されない場合もある旨」等を説明し、誤解を与えないようにすること。

(2) 説明の結果及び状況について、書面（事業計画書に記載）で報告すること。

報告内容については、情報提供した範囲、対象者、説明方法、説明会等で使用した資料、地域住民（近隣住民\*自治会や町内会等の組織）からの意見についての記録、その他必要と認められる書類等を提出すること。

ポスティング等のみの説明、説明の未実施等は認めない。

(3) 地域住民（近隣住民\*、自治会や町内会等の組織）、民生委員児童委員及び隣接地権者に対する説明が十分なされており、事業所の開設に伴い大きな支障がなく、理解と賛同を得られる見込みとなっていること。

(4) 地域に根差した事業所として運営することができるよう、信頼関係の構築に努め、地域住民等への事前説明、調整、紛争等の解決に当たっては、法人の責任において、誠意をもって対応すること。

事業者と土地所有者、地域住民、その他関係者間のトラブルについて、本市は、いかなる損害賠償請求や求償その他一切の責任を負わない。

※ 「近隣住民」とは、次の土地に存する建築物の所有者、管理人及び居住者（その土地に建築物が存しない場合にあつては、その土地の所有者、管理者及び居住者（その土地に建築物が存しない場合にあつては、その土地の所有者及び管理者）をいう。

- ・ 当該小多機が存する土地の境界線からの水平距離が15メートル以下の範囲内にその全部又は一部がある土地
- ・ 当該小多機等建築物の最高高さのおおむね2倍に相当する水平距離の範囲内にその全部又は一部がある土地

## 8 整備・運営に当たり遵守すべき法令等

当該事業に係る介護保険関係法令、関係する厚生労働省の通知等を十分に理解し、また遵守した上で、事業計画書の作成等を行うこと。

### 【主な法令等】

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ② 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- ③ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ④ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑤ 座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年座間市条例第4号）

- ⑥ 座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年座間市条例第5号）
- ⑦ 座間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年座間市規則第31号）
- ⑧ 座間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成25年座間市規則第32号）
- ⑨ 座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則（令和5年5月19日規則第59号）

## 9 公募に関する質問と回答

- (1) 公募に関する質問は、「(要項様式2) 令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者公募に関する質問書」(以下、「公募質問書」という。)を介護保険課事業者支援係宛て(「24 問合せ先」に記載参照)に対して電子メールにより提出する。  
※電子メール送信後に、電話でその旨を連絡すること。
- (2) 原則、来庁又は電話での質問に対する受付及び回答は行わない。
- (3) 回答には日数を要することから、期日には十分に注意すること。
- (4) 質問内容に関し確認する必要があることから、公募質問書の控えを保管すること。
- (5) 説明会終了後の質問事項及び回答は、電子メールで送付します。
- (6) 質問の提出期限は、令和8年8月7日(金)とし、これ以降に提出した質問については、回答しない。
- (7) 質問及び回答については、参加事業所すべてに内容を送付します。

## 10 説明会

本公募に関して、次のとおり説明会を実施する。

本公募に参加・応募するためには、説明会への参加が必須となります。

- (1) 開催日時  
令和8年8月3日(月) 10時から12時までを予定(9時45分開場)
- (2) 開催場所  
座間市役所3階3-1会議室
- (3) 参加申込み  
ア 提出書類  
(要項様式1) 令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者公募説明会参加申

## 込書

### イ 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所1階  
座間市福祉部介護保険課事業者支援係

### ウ 提出方法

当課へ持参又は郵送で提出すること。

### エ 提出期間

令和8年7月6日（月）から同月17日（金）まで（持参する場合は土曜日、日曜日を  
除く午前9時から午後5時までとし、郵送する場合は7月17日（金）必着とする。）

オ 参加人数は、一法人につき2人までとする。

カ 参加申込み受付後に、「令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者公募説明  
会参加申込書受領証」を交付する。

キ 本要項「座間市指定小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者に係る公募実施要項」は、  
ホームページからダウンロードし、説明会の当日に持参すること。

ク 説明会への遅刻、申込書未提出での参加又は途中退出をした事業者については、選定の  
際、評価に反映させる。

ケ 「11 参加表明手続」以降の手続きをするためには、説明会の参加が必要です。

## 1.1 参加表明手続

### (1) 提出書類

ア （要項様式3）令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者公募参加表明書

イ （要項様式4）宣誓書

### (2) 提出先

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所1階  
座間市福祉部介護保険課事業者支援係

### (3) 提出方法

当課へ持参又は郵送すること。

### (4) 提出期間

令和8年8月26日（水）から同年9月2日（水）まで（持参する場合は土曜日、日曜日  
を除く午前9時から午後5時までとし、郵送する場合は9月2日（水）必着とする。）

なお、令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者公募参加表明受理通知を郵送  
するため、110円切手を貼付し、返信先を記載した返信用封筒を持参又は同封すること。

### (5) 令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者公募参加表明受理通知送付

令和8年9月11日（金）頃までに、受付後順次通知する。

## 1 2 企画提案書の受付

公募参加表明を行った事業者を対象に、次のとおり企画提案書類を受け付けるものとする。

### (1) 提出書類

公募参加表明を行った事業者に企画作成要領、様式等をメールにて送付する。

### (2) 提出場所

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 座間市役所1階

座間市福祉部介護保険課事業者支援係

### (3) 提出方法

事前に介護保険課事業者支援係宛に電話で連絡をし、時間を予約した上で、持参すること。

なお、郵送での提出は認めない。

### (4) 提出期間

令和8年10月5日（月）から同月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

なお、提出期限を過ぎた書類はいかなる理由があっても、一切受付しない。

### (5) 留意事項

ア 企画提案書類の内容に関する相談は行わない。

イ 企画提案書は1事業者1提案とする。

ウ 誓約書の提出をもって、暫定的に応募要件を満たしているとみなす。

エ 提出された書類等は返却しない

## 1 3 企画提案書に関する質問と回答

(1) 企画提案書に関する質問は、令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者企画提案書に関する質問書（以下「企画提案書質問書」という。）を座間市福祉部介護保険課事業者支援係（「24 問合せ先」に記載参照）に対して電子メールにより提出する。

※電子メール送信後に、電話でその旨を連絡すること。

(2) 原則として、来庁又は電話での質問に対する受付及び回答は行わない。

(3) 回答には日数を要することから、期日には十分に注意すること。

(4) 質問内容に関し確認する場合があることから、企画提案書質問書の控えを保管すること。

(5) 質問事項及び回答は、電子メールで送付します。

(6) 質問の提出期限は、令和8年9月17日（木）とし、これ以降に提出した質問については、回答しない。

(7) 質問及び回答については、参加事業者すべてに内容を送付します。

## 1.4 企画提出書類確認

### (1) 確認事項

公募参加資格を満たす事業者を対象に、企画提案書類の提出後に、添付書類不足の有無並びに記載項目漏れの確認等をする。

書類の形式面のみの確認であり、内容に関する相談については行わない。

(2) 提出書類事前確認日程：令和8年10月19日（月）から同年11月20日（金）を予定

(3) 時間：本市が指定した時間

(4) 場所：座間市役所1階 介護保険課

### (5) 留意事項

ア 事前確認は必須で、事業者は指定された日時にて事前確認を必ず行うこと。

イ 企画提案書類確認後の書類の追加提出、差替えは認めない。

## 1.5 審査

### (1) 選定委員会

審査（評価）は、座間市地域密着型サービス事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し実施する。

### (2) 書類審査

参加資格要件及び応募要件を満たす事業者を対象に、次のとおり企画提案書類の書類審査を行うが、事業者の参加は求めない。

#### ア 開催時期

令和8年11月下旬から12月中旬を予定

#### イ 開催場所

座間市役所内会議室を予定

### (3) 事業者が行うプレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 開催時期 令和8年12月下旬を予定

イ 開催場所 座間市役所内会議室又はサニープレイス座間を予定

ウ 審査時間 1事業者当たり60分程度

【(例) 準備・片付け：15分、プレゼンテーション：10分、質疑応答：30分～】

#### エ 回答者（説明者）

A 参加者は、応募事業者の代表者、役員、社員、開設する事業者の職員予定者等であること。

B 事業所運営に直接関わり事業内容を説明できる者であること。

C 参加者は一法人4人までとする。

D 各事業者は企画提案書類提出期限までに「プレゼンテーション及びヒアリング審査参

加者一覧」を提出すること。

オ その他

- A 日程等の詳細は、別途通知する。
- B 審査委員に配布する説明用資料がある場合、12部をプレゼンテーション及びヒアリング審査当日に用意すること。
- C プレゼンテーションに必要な機器は、応募参加者が容易すること。
- D プレゼンテーションの方法の制限はないが、提案した事業計画の具体性及び実現可能性を審査するため、補足説明を中心とする。
- E プレゼンテーションは、与えられた時間を超過した場合、減点対象とする。

(4) 評価基準

ア 減点による審査項目

評価項目	評価内容
説明会参加	説明会参加時の態度等（遅刻・欠席・途中退出・参加届の未提出）
書類	(1)書類提出期限の厳守等 (2)書類に不備等がある場合 (3)分かりづらい表現内容が多い場合 (4)指定、指示をした書類以外の書類を添付した場合
プレゼンテーション及びヒアリング審査	プレゼンテーション及びヒアリング審査時の態度等（遅刻・途中退出・必要書類の未提出・時間厳守等）

イ 書類審査

① 法人の評価

評価項目	評価内容
法人理念	法人運営に係る理念や考えが福祉の増進に寄与するものであって、地域密着型サービス事業の運営に適しているか
事業実績	高齢者保健福祉サービス事業等の運営実績から、本事業の的確な管理運営を期待できるか
法令遵守	関係行政庁からの指摘や指導、監査の内容及びその改善状況に問題はないか
経営状況	法人の経営状況（納税状況を含む）が良好であり、当該事業所の運営状況に支障がないか

## ② 事業計画の評価

評価項目	評価内容
スケジュール	工事着工、竣工に問題なく、計画どおりに事業所を開設できるか
資金計画	事業所の整備資金及び運営資金を確実に確保し、安定した運営が見込めるか、また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しが立っているか
建設用地・ 建物の確保	建設用地が設備地域の要件を満たしているか 建設用地及び土地、建物の確保（所有又は賃貸）が確実に見込まれるか
立地条件	施設利用者の観点から防災、地域利便性、環境等を考慮されたもので、優れた立地であるか

## ③ 建物及び設備

評価項目	評価内容
設備の観点	利用者及び従業員に配慮した有益な設備であるか
設計の観点	利用者及び従業員に配慮した有益な設計であるか
建築の観点	建築物等が建築関係法令規定に適合するか、建築関係法令所感行政庁と事前相談等をし、その議事録を提出したか
消防の観点	消防訪及び火災予防条例等の届出書類提出のため、消防本部予防審査係にて事前相談を行ったか

## ④ 医療機関・介護施設連携

評価項目	評価内容
施設連携	近隣の医療機関及び介護保険施設等との連携が確実に確保できるか
重度化に対する方針	利用者が重度化した際（看取りを含む）に十分な対応を期待できるか

⑤ 地域交流

評価項目	評価内容
地域調整	事業所の開設に係る地域住民等と必要な調整を図り、地域住民等の理解を得られているか
地域連携	(1)地域に開かれた運営の指針及び具体的な取組がある等、地域住民や地域資源等との密接な連携が期待でき、地域の一員として役割が果たせるか (2)利用者家族や知人等との交流・連携に対する具体的な取組がある等、密接な連携を期待できるか
地域包括ケアシステム	地域包括ケアシステム構築に向けた具体的な取組があるか

⑥ 人員

評価項目	評価内容
職員の確保	(1)職員を確保するための適切な職員採用計画があり、運営に支障のない人員を確保できるか (2)職員が定着するための取組があるか (3)夜勤者の充実や有資格者の配置等、人員配置に特筆すべき点があるか
職員の育成	資格取得の支援策等があるか また、サービスの質の向上のための具体的取組や研修計画等があるか
人員の適任性	(1)特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は、訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であり、開設者研修の修了済（見込み）であることを含む、代表者の資格要件を有しているか (2)特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であり、管理者研修の修了済（見込み）であることを含む、管理者の資格要件を有しているか

⑦ サービス提供

評価項目	評価内容
認知症ケア	認知症ケアへの意識が高く、認知症対応力向上に資する具体的な取組等があるか
看取りケア	看取りケアへの意識が高く、看取り対応力向上に資する具体的な取組等があるか
自立支援・重度化防止	個別ケアや自立支援・重度化防止に対する具体的な取組があるか
苦情対応	利用者や利用者家族等からの苦情・要望に関する対処体制が整っているか
宿泊費の額	宿泊費は近隣の相場等と比較して、妥当な額となっているか
生活保護	生活保護受給者等の受入れが可能であるか また、宿泊費は配慮した設定となっているか

⑧ 安心・安全対策

評価項目	評価内容
衛生管理対策	衛生管理対策（感染症予防対策を含む）が具体的になされ、十分な対応ができるか（感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置など、十分な対応ができるか）
非常災害・防犯対策、業務継続計画について	非常災害対策及び防犯対策が具体的になされ、十分な対応ができるか、感染症に対する業務継続計画（感染症BCP）及び自然災害等に対する業務継続計画（自然災害BCP）について、十分な対応ができるか
緊急時対応	緊急時に医療機関等から円滑な協力が得られる体制が確保され、十分な対応ができるか
事故対応	事故防止の具体的対策及び、事故発生時の対応方針が適切であるか
利用者保護	利用者の意思・人格を尊重し、虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた取組があるか

⑨ 運営

評価項目	評価内容
特筆すべき特徴	事業計画において、利用者、利用者家族、地域等に貢献できる特筆する特徴があるか
運営方針、運営理念について	小規模多機能型居宅介護の運営に係る理念や考えがあるか

## ウ プレゼンテーション及びヒアリング審査の評価

評価内容
(1)応募動機（理由）や本公募に対する熱意や意欲があるか
(2)提案する事業計画が確実に実現し継続的な運営をすることができるか
(3)地域包括ケアシステム推進に繋がる特徴や地域に開かれた事業所として地域住民等や地域に貢献する役割が果たせるか
(4)地域密着型サービス事業所としての役割や責任について理解し、看取りや認知症高齢者を含む高齢者福祉に対する問題を解決する取組等を行っているか

### 1.6 選定

- (1) 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査（評価）を基に、委員会で審査し、選定する。
- (2) 各事業者の合計評価点の高い順に事業者の選定順位とする。  
ただし、本市が定める一定の基準に達していること。
- (3) 結果通知  
結果の通知については、公募参加者に地域密着型サービス指定候補事業者審査結果通知書により通知する。
- (4) 再評価  
最上位者が同点で複数いる場合は、くじにより選定する。
- (5) 留意事項
  - ア 評価検討の内容・先行理由・結果等に対する問合せ、意義には応じない。
  - イ 選定されなかった事業者については、公表しない。
  - ウ 審査会は、公表しない。
  - エ 指定候補事業者が無効、辞退その他の理由で指定に至らなかった場合は、選定順位が第2位以降の事業者を繰り上げて決定する場合がある。
- (6) 提出書類  
選定された事業者は、次の書類を提出することとする。
  - ①地域密着型サービス事業所事業計画工事等着手届出書
  - ②地域密着型サービス事業所事業計画工事等完了届出書選定後変更、廃止、中止がある事業者は、次の書類を提出することとする。
  - ①地域密着型サービス事業計画変更承認申請書
  - ②地域密着型サービス事業計画中止・廃止承認申請書

## 1 7 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。

その場合において、本市はいかなる理由があっても一切の責めを負わない。

また、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切の負担を負わない。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 必要書類を提出期限内に提出しないとき
- (4) 審査に影響を与える不正行為を行ったとき
- (5) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認めたとき
- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査等において虚偽と思われる説明等を行ったとき
- (7) 企画提案書類提出後、本市と協議することなく計画内容を変更したとき
- (8) 本市が定める期限までに介護保険法事業者指定を受けることが困難と見込めるとき
- (9) 法令等に違反したとき
- (10) 事業計画に重大な不備がある場合又は本市の指示・指導に対し誠実に対応しないとき

## 1 8 事業計画の辞退

- (1) 説明会開催後から企画提案書類提出までに辞退する事業者は、速やかに「(要項様式5)令和8年度小規模多機能型居宅介護事業所開設事業者公募参加辞退届」を提出しなければならない。
- (2) 企画提案書類提出後の辞退は認めない。

## 1 9 事業計画の変更

- (1) 企画提案書類提出後の変更は認めない。  
企画提案書類提出後に事業開始予定時期の計画変更や、特に利用者負担にかかる変更及びこの募集に係る評価に影響を与える変更等、不適切な変更と判断される場合は、指定候補事業者の決定を取消す場合がある。
- (2) 企画提案書類提出後に、各種法令及び条例等の改正、建物の設計の修正などによって事業計画を変更する必要がある場合や本市がやむを得ないと認めた場合に限り、事業計画の変更を可能とする場合がある。
- (3) 本市が選定事業者と協議の結果、やむを得ず提案内容を変更する場合がある。

## 2 0 提出された書類の取扱

- (1) 選定された場合、当該事業計画等を含む提出された書類は、座間市情報公開条例（平成1

6年座間市条例第17号)の規定による請求に基づき、情報を公開することがある。

- (2) 提出された書類の個人情報等は、本選定以外には使用しない。
- (3) 選考された事業者(指定候補事業者)の法人名、整備予定地、事業内容、連絡先等を市ホームページに掲載する。
- (4) 本市は、提出された書類について、提出した者に無断で本公募の目的以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は返却しない。

## 21 スケジュール

公募告知開始 →広報ざま・市ホームページ	令和8年6月下旬以降、順次必要事項を追加
説明会受付	令和8年7月6日（月）から同月17日（金）まで
説明会	令和8年8月3日（月） 座間市役所3-1会議室
公募に関する質問締切	令和8年8月7日（金）まで
公募参加表明受付	令和8年8月26日（水）から同年9月2日（水）
公募参加表明受理通知	令和8年9月11（金）頃までに順次通知
企画提案書類に関する質問 締切	令和8年9月17日（木）まで
企画提案書類受付	令和8年10月5日（月）から同月16日（金）まで
書類確認	令和8年10月19日（月）から同年11月20日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査開催予定日通知	令和8年11月中旬に通知
審査委員会① 書類審査	令和8年11月下旬から12月中旬を予定
審査委員会② 審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和8年12月下旬を予定
審査委員会③ 選考会議	令和9年1月中旬を予定
指定候補事業者決定	令和9年1月下旬を予定
サービス運営委員会 →審査結果報告・意見聴取	令和9年2月上旬を予定
審査結果通知	令和9年2月上旬を予定 建築確認申請と同じ函面を3月31日にまで提出すること。
本市との事前協議	令和9年2月中旬を予定
指定開始予定日	令和9年4月1日（木）から令和10年3月1日（水）まで

やむを得ず日程を変更する場合があります。

## 2 2 問合せ先と関係者との接触の禁止等

本件公募に関して、別段に定めがあるものを除き、座間市地域密着型サービス事業者審査委員会の委員及び本件業務に従事する本件申請に関連して直接、間接を問わず連絡又は接触することを禁じる。

この場合、審査を行うことなく不適又は指定候補事業者の決定を取消す。

## 2 3 その他

- (1) 公募に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本要項の作成日以降、法令等の変更により齟齬が発生した場合、本要項は法令等に準拠する。本要項を根拠に変更前の法令等の適用を求めることはできない。
- (3) 応募者が応募に係る、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこと。
- (4) 本審査中に提出を求めた書類に記載された内容、プレゼンテーション、ヒアリング等の発言内容の趣旨は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則、遵守事項とする。
- (5) 本要項において定めのないもので、審査に関わるものと判断した事項については、必要に応じて別に定める。
- (6) 審査の必要上、評価項目の評価及び提出書類の内容を確認するための聞き取り、追加の書類提出、調査等を行うことがある。
- (7) 「公募参加辞退届」等を含む必要書類等を提出期限までに提出しない事業者や企画提案書類提出後、貴社都合における辞退等においては、本市が行う令和8年度以降の介護保険事業者選定に係る公募事業の評価に反映させる場合がある。
- (8) 施設整備を進めるに際しては、可能な範囲で市内事業者の活用に努めること。
- (9) 選定事業者は建築確認の際に使用する図面を事前に本市へ提出し、確認を受けること。
- (10) 応募状況（事業所数等）をホームページに掲載することがある。
- (11) 他の応募者についての問合せは、直接又は間接の如何を問わず一切応じない。
- (12) 補助金を使用した場合、国、県、市が実施する補助金に関する調査に協力しなければならない。

## 2 4 問合せ先

座間市福祉部介護保険課事業者支援係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話046-252-8077

E-mail : [kourei@city.zama.kanagawa.jp](mailto:kourei@city.zama.kanagawa.jp)

- (1) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。（土曜・日曜・祝日を除く。）

- (2) E-mailによる提出を認める書類については、午後5時以降に届いた場合、翌開庁日の日付で受付をする。
- (3) 書類を持参する場合は、身分証明書を持参の上、応募事業者の社員、職員等であって、事業内容に携わり、説明ができる者とする。
- (4) 郵送で書類を提出する場合は、提出期日までに必着とする。